

第18節 帰宅困難者支援体制の整備

帰宅困難者支援体制の整備

各課 消防本部
防災関係機関

【基本方針】

市街地周辺には、多くの企業や学校などの人々が集まる施設が集積しており、日々、周辺地域から多くの人々が通勤、通学、買物等で流入している。そのため、市街地及びその周辺で大規模地震が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、帰宅が困難になるような人々が多数発生することが想定される。

市は、大規模地震発生時における帰宅困難者対策を検討し、県及び関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。

【計画目標】

大規模地震が発生し、多くの人々が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになりかねない。そのため、市民の生命と都市機能を守る危機管理の体制づくりの視点から、総合的な帰宅困難者対策を推進していく。

1. 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

2. 想定される事態

(1) 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、事業所等の組織に属していない人々は、帰属する場所がないことから、無統制な群衆となって交通機関の主要駅等へ殺到するなど、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。また、一時休息や情報収集ができる場所にとらえ、多くの人々が公共施設や大規模民間施設に集まってくることが予想される。

(2) 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の帰宅行動がとられることによる交通の支障や、沿道での水、食糧、トイレ等の需要の発生など帰宅経路における混乱も予想される。

(3) 安否確認の集中

地震発生直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。

特に、市には、安否等の確認の電話が殺到し、災害応急対策活動に支障が生じることも考えられる。

(4) 水、食糧、毛布などの需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生することも予想される。この際、職場等において水、食糧、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

3. 帰宅困難者対策の実施

(1) 基本的考え方

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援、主要駅等での混乱防止など、多岐にわたるものである。

このため、まず、企業や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、適切な措置を行い、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するものとする。

また、市は、協定等を締結している企業等と連携し、発災時における交通情報の提供、水の提供やトイレの利用等の支援体制の構築を図っていくものとする。

(2) 市の対策

1) 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備するように努める。

ア. 道路情報の収集伝達体制の構築

イ. その他の情報収集伝達体制の構築

2) 帰宅困難者の安否確認の支援

消防本部の防災メールや、福岡県の「防災メール・まもるくん」等のメール配信システムによる安否確認の支援や、通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるように普及啓発に努める。

3) 避難場所の提供

市は、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者や観光客等の帰宅困難者を、一時的に収容する施設提供に努める。

4) 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

企業等との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

5) 企業、通勤者等への意識啓発

インターネットや広報誌等を通じ、企業や通勤者等に対して、あらかじめ事前の帰宅困難対策や、災害発生時の帰宅困難対策の重要性、地震発生時には、徒歩での帰宅が避けられなくなる場合があることや、日頃からの携帯ラジオや地図等の準備についてリーフレットの配布や企業と合同の帰宅困難者対策訓練等を通して意識啓発に努める。

6) 企業、学校等における対策の推進

企業や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、適切な措置を行うため、適切な措置を行うまでの待機の間、企業、学校等において必要となる水、食糧、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

7) 観光客対策

国内遠隔地や外国からの観光客の避難場所の確保や輸送対策等の体制作りに努める。

(3) 帰宅困難者の心得

発災直後は、市の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点を置くため、主要駅等における多数の帰宅困難者の行動を、行政機関が直接誘導することは極めて困難であり、帰宅困難者が無統制な群衆となって、パニック発生の大きな要因となったり、二次災害が発生したりするおそれがある。

このため、地震・津波発生時に、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、市民や事業者に対して、自助共助の観点から、下記の心得の普及を図る。

1) むやみに移動を開始しない

帰宅するには、余震で倒壊の可能性がある家屋や、火災発生地域、延焼の可能性がある地域等を迂回しながら帰らなければならない、正確な情報を入手せず、むやみに移動を開始すれば、逆戻りするなど、無駄に体力を消耗することもある。

2) まず安否確認をする。

福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」による安否確認や災害用伝言ダイヤル171等の通信事業者等が行う安否情報等を活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動ができるよう気持ちを落ち着かせる。

3) 正確な情報により冷静に行動する。

公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら判断する。

4) 帰宅できるまで帰宅困難者同士が助け合う。

一時待機できる屋内施設においては、避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）を優先して収容する。

5) 事業者は、共助の考え方のもと可能な範囲で一時的に待機できる場所等の提供を行う。

事業者は、帰宅困難者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で、協定締結等により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置に協力し、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。その際は、避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対し優先して提供を行う。

4. 関係機関等の役割

帰宅困難者に関する対策は、多岐の分野にわたるため、行政のみでは対応できない事態が想定される。

このため、帰宅困難者に関連する全ての機関がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。

また、帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等についても、平常時からの一人ひとりの備えも重要である。